

【参考】：不正競争防止法違反物品の輸出入差止制度の概要

知的財産侵害物品の輸出入は、個別の知的財産関連法（特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、半導体集積回路の回路配置に関する法律、種苗法及び不正競争防止法）に基づき民事訴訟等で差止めを請求することが可能であるが、実効性をより高めるべく、税関における輸出入差止め（水際措置）が有効となる。

● 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品

このため、関税法第69条の2第1項第3号及び第69条の11第1項第9号では、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品を、輸出入（回路配置利用権については輸入のみ）してはならない貨物（輸出入禁制品）として輸出入差止めの対象としている。

● 不正競争防止法違反物品

また、関税法第69条の2第1項第4号及び第69条の11第1項第10号においては、不正競争防止法第2条第1項第1号から第3号まで又は第10号から第12号までに違反する物品（不正競争防止法違反物品）を、輸出入してはならない貨物として輸出入差止めの対象としている²⁶⁷。

²⁶⁷ 平成17年の関税定率法等の一部を改正する法律（平成17年法律第22号）により、不正競争防止法第2条第1項第1号から第3号までに掲げる行為を組成する物品（周知表示混同惹起品、著名表示冒用品及び形態模倣品）がまず輸入してはならない貨物に追加され、それらの物品についての税関長に対する「輸入」についてのみ差止申立制度が導入された。その後、平成18年の関税定率法等の一部を改正する法律（平成18年法律第17号）により、「輸出」に関しても取り締まることができるようになった。

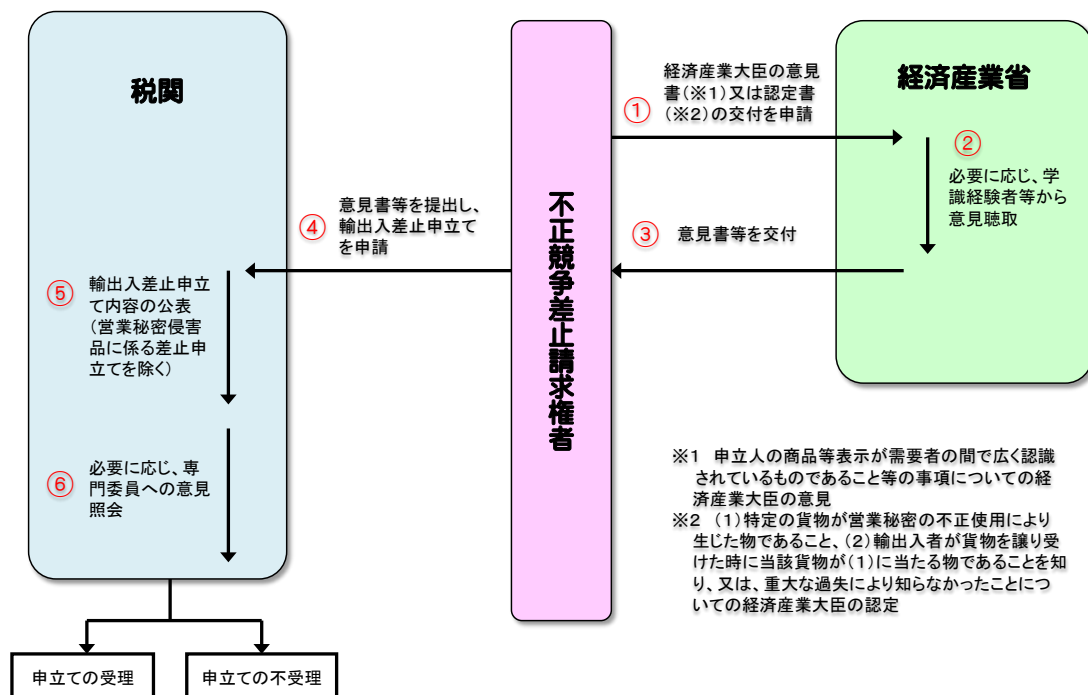
さらに、平成23年の不正競争防止法改正により技術的制限手段無効化装置等の譲渡、輸出入等を行う行為が刑事罰の対象とされたことを踏まえて、関税定率法等の一部を改正する法律（平成23年法律第7号）によって、これらの装置等が輸出入してはならない貨物に追加され、また、平成27年の不正競争防止法改正（平成27年法律第54号）により営業秘密の不正な使用により生じた物（営業秘密侵害品）の譲渡、輸出入等を行う行為が新たに規制の対象となった（同法第2条第1項第10号、第21条第1項第9号）ことを踏まえて、平成28年の関税定率法等の一部を改正する法律（平成28年法律第16号）によって、営業秘密侵害品が輸出入禁制品に追加された（平成28年6月1日施行）。

○税関長に対する差止申立て

輸出入の「差止申立て」とは、特許権等の権利者や、営業上の利益の侵害について不正競争防止法第3条第1項の規定により停止又は予防を請求することができる者（不正競争差止請求権者。以下、併せて「権利者等」という。）が、当該権利又は営業上の利益を侵害すると認める貨物が輸出入されようとする場合に、税関長に対してその輸出入差止めを申し立てることができる制度である（関税法第69条の4第1項、第69条の13第1項）。

知的財産侵害物品に係る税関の水際措置は、権利者等が差止申立てを行わなくても実施されるが、税関がよりの確に知的財産侵害物品の差止めを行うには、権利者等からの差止申立て及び情報（外観上の特徴等）の提供がなされることが重要である。

（図表 参考－1）税関における「差止申立手続」の流れ



○経済産業大臣の意見書又は認定書

不正競争防止法違反物品の輸出入差止申立てを行うにあたっては、以下に示すそれぞれの違反に応じて、経済産業大臣の意見書又は認定書が必要となる（関税法第

69条の4第1項後段、第69条の13第1項後段、関税法第69条の4第1項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則（以下、「規則」という。）。これは、不正競争防止法が他の知的財産関連法とは異なり権利を付与するものではないため、税関が水際において迅速・適正に侵害の該否を判断・確認できるようにするために設けられた仕組みである。

意見書又は認定書には、以下の事項が記載されるため、不正競争差止請求権者はその裏付けとなる資料の提出が求められる（規則第2条第3項、規則第5条第2項）。

【意見書】（規則第1条）

● 不正競争防止法第2条第1項第1号違反物品（周知表示混同惹起品）

- ・ 輸出の差止申立てにあつては、不正競争差止請求権者に係る商品等表示が輸出先の国又は地域の需要者の間に広く認識されているものであること。また、輸入の差止申立てにあつては、不正競争差止請求権者に係る商品等表示が全国の需要者の間に広く認識されているものであること。
- ・ 不正競争差止請求権者が税関長に提出しようとする証拠が申立てに係る不正競争防止法第2条第1項第1号違反の事実を疎明するに足りると認められるものであること。

● 不正競争防止法第2条第1項第2号違反物品（著名表示冒用品）

- ・ 不正競争差止請求権者に係る商品等表示が著名なものであること。
- ・ 不正競争差止請求権者が税関長に提出しようとする証拠が申立てに係る不正競争防止法第2条第1項第2号違反の事実を疎明するに足りると認められるものであること。

● 不正競争防止法第2条第1項第3号違反物品（形態模倣品）

- ・ 不正競争差止請求権者に係る商品の形態が当該商品の機能を確保するために不可欠な形態でなく、かつ、当該商品が日本国内において最初に販売された日から起算して3年を経過していないものであること。
- ・ 不正競争差止請求権者が税関長に提出しようとする証拠が申立てに係る不正

競争防止法第2条第1項第3号違反の事実を疎明するに足りると認められるものであること。

● **不正競争防止法第2条第1項第11号又は第12号違反物品（技術的制限手段無効化装置等）**

- ・ 不正競争差止請求権者に係る技術的制限手段が営業上用いられているものであること。
- ・ 不正競争差止請求権者が税関長に提出しようとする証拠が申立てに係る不正競争防止法第2条第1項第11号又は第12号違反の事実を疎明するに足りると認められるものであること。

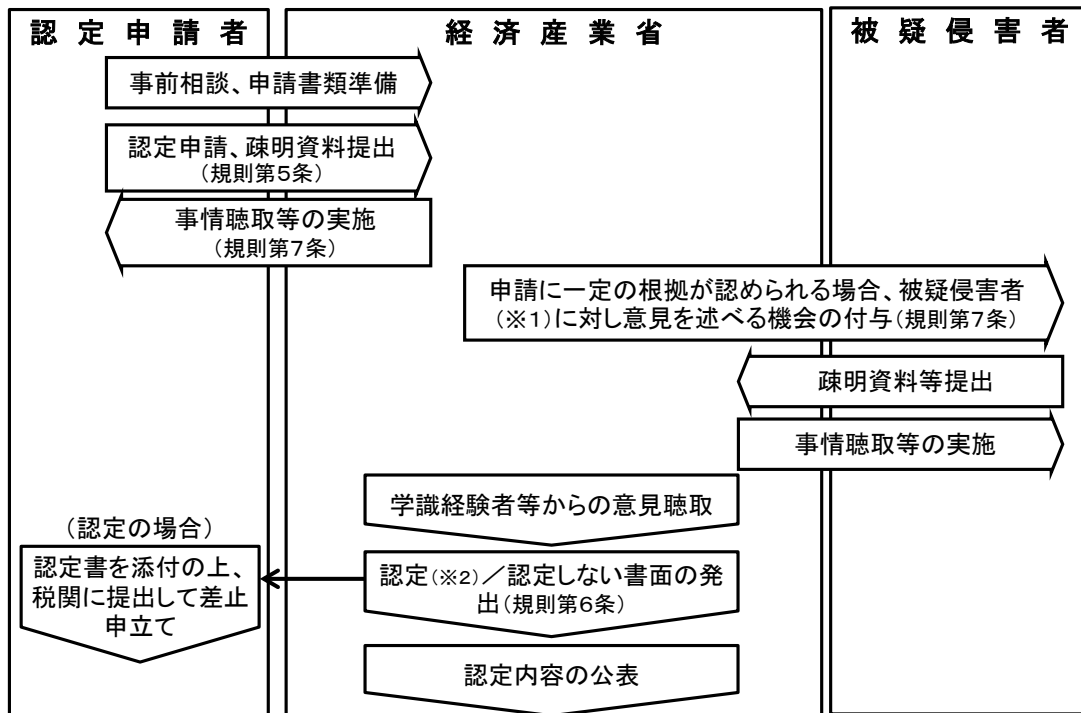
【認定書】（規則第4条）²⁶⁸

● **不正競争防止法第2条第1項第10号違反物品（営業秘密侵害品）**

- ・ 不正競争差止請求権者に係る営業秘密が不正に使用されて生じた物品であること。
- ・ 申立てに係る物品を輸出入しようとしている者が、不正競争防止法第2条第1項第10号の違反の事実について知っているか又は知らないことについて重大な過失があること。

²⁶⁸ 営業秘密侵害品といえるためには、輸出入をしようとする者等の不正であることの認識といった主観面の判断が必要となる（不正競争防止法第2条第1項第10号の要件として、営業秘密侵害品であることを知り、又は知らないことについて重大な過失がない者でないことが必要である）ため、その他の不正競争防止法違反物品とは異なり、経済産業大臣がこの主観面等について「認定」を行う制度が存在する。

（図表 参考－2）営業秘密侵害品に関する「経済産業大臣による認定手続」の流れ



※1 輸出入者のみならず、輸出入者と不正使用行為者が異なる場合には不正使用行為者もこれに当たる。
 ※2 事情の変更のあった場合等には、認定の撤回が事後的になされるケースもありうる(規則第9条)。

○不正競争防止法違反物品に係る税関長による認定手続

「税関長による認定手続」とは、税関長が、輸出入申告された貨物について、関税法に輸出入禁制品の一つとして定める不正競争防止法違反物品ではないかとの疑いを持った場合に、その貨物（侵害疑義物品）が真に不正競争防止法違反物品であるか否かを認定するための手続である（関税法第69条の3第1項、第69条の12第1項）。

「税関長による認定手続」の中で、税関長は、不正競争差止請求権者や輸出入しようとしている者に意見・証拠の提出等を求め、提出された意見・証拠に基づき輸出入禁制品に該当するかどうかを判断する²⁶⁹。税関長は、必要に応じ、侵害疑義物品が不正競争防止法違反物品であるか否かについて、経済産業大臣に対して、参考となるべき意見を求めることもできる。

²⁶⁹ 営業秘密侵害品については、認定手続開始後一定期間が経過すれば、輸入者が担保を提供して認定手続の取りやめを請求する通関解放制度がある。

この結果、税関長が、輸出入禁制品に該当するとの判断をした貨物については、輸出入者が自発的に廃棄する等の処理をしないかぎり、没収・廃棄等がなされる。

（図表 参考－3）「税関長による認定手続」の流れ〔差止申立てに係る貨物の場合〕

